

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第8条 [略] 2～4 [略] 5 第1項の宿泊料は、次の各号に掲げる県議会の議員の居住地と招集地との距離の区分に応じ、当該各号に掲げる日（招集地に宿泊した日に限る。）の夜数につき1夜当たりの定額により支給するものとし、その額は、1夜につき <u>7,100円</u> とする。 (1)・(2) [略]	第8条 [略] 2～4 [略] 5 第1項の宿泊料は、次の各号に掲げる県議会の議員の居住地と招集地との距離の区分に応じ、当該各号に掲げる日（招集地に宿泊した日に限る。）の夜数につき1夜当たりの定額により支給するものとし、その額は、1夜につき <u>7,510円</u> とする。 (1)・(2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、令和元年11月1日から施行する。
- この条例による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第8条第5項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

理由

県議会の議員が招集に応じて会議又は委員会等に出席した場合等の費用弁償として支給される宿泊料の額を増額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。